（№　B/L-2020-021）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2020年　9月　24日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄  2020年度　標準委員会　第1回：承認 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 出来高･請求業務および工事請負契約外取引業務における[1315]出来高・請求・立替査定結果コードおよび[1316]請求確認コードの使用方法の改訂  工事請負契約外請求確認メッセージにおける｢【重要事項2】契約外請求受理の意味｣の改訂 | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  **当CRは、2021/02/08　2021年度第5回LiteS規約WGにて、「取り下げ」とした。**  （1）改訂項目  ・説明文｢契約外請求確認メッセージ(受理)による受理とは、･･････｣に､[1315]出来高・請求・立替査定結果コード　および　[1316]請求確認コード　の使用方法を追記する｡  ・合意の上で遅延が生じる場合は[1315]：20、[1316]：4の組み合わせとする。請求を受理した場合は[1315]：30、 [1316]：NULLの組合せとする。として、コードを新設する。  （2）改訂対象メッセージ  出来高確認、立替金確認、請求確認、工事請負契約外請求確認    （3）改訂内容  以下のとおり変更する。  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P312～P313　（出来高・請求・立替金・契約打切業務）＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  ・・・  表B.Ⅶ- 1　[1316]請求確認コードの内容   | コード | 発注者の表意内容 | 想定される状況と対応の例 | | --- | --- | --- | | 1 | 出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める。 | ・発注者の誤り等によって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。  →　受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。 | | 2 | 請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。 | ・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。  →　受注者は誤りを修正して請求する。 | | 3 | 既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。 | ・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。  →　重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。 | | 4 | 請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。 | ・出来高実績、請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。 |     図B.Ⅶ- 1　請求不承認の場合の手続き | | 変更後 | ＜本文＞  表B. Ⅶ- 1　 [1315] 出来高・請求・立替査定結果コードにおけるメッセージ種別毎の利用可能コード一覧   |  |  | | --- | --- | | メッセージ種別 | 利用可能コード | | 出来高確認 | 10：承認  20：査定・不承認  21：査定・不承認（鑑、内訳とも査定・不承認）  22：査定・不承認（鑑査定・不承認、内訳承認）  23：査定・不承認（鑑承認、内訳査定・不承認） | | 請求確認 | 20：査定・不承認  30：受理 | | 立替金確認 | 20：査定・不承認 |   表B.Ⅶ- 2　[1316]請求確認コードの内容   | コード | 発注者の表意内容 | 想定される状況と対応の例 | | --- | --- | --- | | 1 | 出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める。 | ・発注者の誤り等によって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。  →　受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。 | | 2 | 請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。 | ・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。  →　受注者は誤りを修正して請求する。 | | 3 | 既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。 | ・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。  →　重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。 | | 4 | 請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。 | ・出来高実績、請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。 |   表B. Ⅶ- 3　請求確認メッセージにおける[1315] 出来高・請求・立替査定結果コードと[1316]請求確認コードの関係   |  |  | | --- | --- | | [1315]出来高・請求・立替査定結果コード | [1316]請求確認コード | | 20 | 1、2、3、4 | | 30 | Null |   図B.Ⅶ- 4　請求不承認の場合の手続き |   ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 P451～P452　（工事請負契約外取引業務）＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  ・・・  【重要事項2】契約外請求受理の意味  　契約外請求確認メッセージ(受理)による受理とは、資材等納入高に基づく、請求額を受注者が発注者に対して請求した通り認めるルールとする。  　受注者からの請求に対してなんらかの異議がある場合は、契約外請求確認メッセージ(不承認)により異議の内容を通知する。  【重要事項3】契約外請求不承認の場合の手続き  　契約外請求確認メッセージ(不承認）では、不承認に係わる発注者の意思と、受注者がその後とるべき手続きについて、発注者は[1316]請求確認コードにより次表参照の通り示す。  表B.Ⅸ- 1　[1316] 請求確認コードの内容   |  |  |  | | --- | --- | --- | | コード | 発注者の表意内容 | 想定される状況と対応の例 | | 2 | 請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。 | * 請求メッセージの記載に誤りがあった場合。   → 受注者は誤りを修正して請求する。 | | 3 | 既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。 | * 発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。   → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。 | | 4 | 請求は承認または受理したが、支払を遅らせる。 | * 請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。 |   発注者  受注者  契約外請求メッセージ  契約外請求確認メッセージ（受理）  契約外請求確認メッセージ（不承認）  修正して請求  請求確認CD  =2  =3  =4  重複分を発注者が破棄することに同意  支払が遅れることについて対処  図B.Ⅸ- 2　契約外請求不承認の場合の手続き | | 変更後 | ＜本文＞  ・・・  【重要事項2】契約外請求受理の意味  　契約外請求確認メッセージ(受理)による受理とは、資材等納入高に基づく、請求額を受注者が発注者に対して請求した通り認めるルールとする。その際､発注者は[1315]出来高・請求・立替査定結果コードに｢30:受理｣を設定する｡  　受注者からの請求に対してなんらかの異議がある場合は、契約外請求確認メッセージ(不承認)により異議の内容を通知する。  【重要事項3】契約外請求不承認の場合の手続き  　契約外請求確認メッセージ(不承認）では、不承認に係わる発注者の意思と、受注者がその後とるべき手続きについて、発注者は[1316]請求確認コードにより次表参照の通り示す。  表B.Ⅸ- 2　 [1315] 出来高・請求・立替査定結果コードの利用可能コード一覧   |  |  | | --- | --- | | メッセージ種別 | 利用可能コード | | 契約外請求確認 | 20：不承認  30：受理 |   表B.Ⅸ- 2　[1316]請求確認コード   |  |  |  | | --- | --- | --- | | コード | 発注者の表意内容 | 想定される状況と対応の例 | | 2 | 請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。 | * 請求メッセージの記載に誤りがあった場合。   → 受注者は誤りを修正して請求する。 | | 3 | 既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。 | * 発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。   → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。 | | 4 | 請求は承認または受理したが、支払を遅らせる。 | * 請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。 | | 5 | 請求を受理した。 | * 請求額は支払われる。 |   表B.Ⅸ- 3　[1315] 出来高・請求・立替査定結果コードと[1316]請求確認コードの関係   |  |  | | --- | --- | | [1315]出来高・請求・立替査定結果コード | [1316]請求確認コード | | 20 | 2、3、4 | | 30 | Null、5 |   発注者  受注者  契約外請求メッセージ  契約外請求確認メッセージ（受理）  契約外請求確認メッセージ（不承認）  修正して請求  請求確認CD  =2  =3  =4  重複分を発注者が破棄することに同意  支払が遅れることについて対処  図B.Ⅸ- 2　契約外請求不承認の場合の手続き | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  　請求受理の説明が不十分であったため、詳細な記述が求められた。また、[1315]出来高・請求・立替査定結果コードに30：受理の追加の要望があった。  【既存ユーザ等への影響】  　コードの追加となるため、発注者と受注者間の合意により利用の要否を取り決めることが可能である。また、システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　B/L-2020-021）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2020年9月24日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  工事請負契約外請求確認メッセージにおける｢【重要事項2】契約外請求受理の意味｣の改訂 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ○ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ○ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜取下げ＞※2020年度LiteS規約WG第5回（2021/2/12)にて決定  2020年度第5回LiteS規約WGにて取り下げられた。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |